

福島県沿岸漁業改善資金の基本的事項

「水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱」第27に基づく基本的事項の公表

1 基金の名称 福島県沿岸漁業改善資金

2 基金の額（令和7年3月31日現在）

造成総額 341,987千円 （うち国費相当額 224,767千円）
令和7年度融資枠 79,000千円

3 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、新しい漁業技術や漁業生産方式、または漁ろうの安全確保のための施設等を導入し、漁業経営の改善を図ろうとする沿岸漁業者等に、必要な資金を無利子で融通するものです。

4 資金の種類

経営等改善資金

近代的な漁業技術、合理的な漁業生産方式、漁ろうの安全確保施設の導入を促進するための資金

（漁船用エンジン・カラー魚群探知機・レーダー・自動操舵装置等の設置費用等）

生活改善資金

家事労働の合理化、生活の合理化を促進するための資金

（自家用給排水施設の設置費用、居室等の改造費用、婦人・高齢者活動資金）

青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者や漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法・技術を習得するために必要な資金。

（研修教育資金、高度経営技術習得資金、漁業経営開始資金）

5 貸付対象者

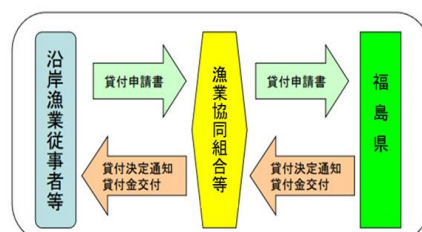
- ・沿岸漁業を営む個人・法人（常時使用従業者20名以下）、水産庁長官が定める者（沿岸漁業者経営改善促進グループ等）
- ・沿岸漁業を営む漁業生産組合・漁業協同組合
- ・農商工等連携促進法による農商工連携事業計画の認定を受けた沿岸漁業者又は中小企業者
- ・六次産業化法による総合化事業計画の認定を受けた沿岸漁業者又は促進事業者

6 申請方法

沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、漁協、信漁連を通じて沿岸漁業改善資金貸付申請書、事業計画書（指定様式）

に必要な書類を添えて知事に提出すること。

※借入れにあたっては水産業普及指導員の事前指導を受ける必要があります。



申請～決定の流れ

7 審査基準

- 〔借受主体〕 申請者は沿岸漁業改善資金貸付規則に規定されている借受資格者かどうか。
- 〔貸付申込額〕 貸付金の種類、貸付限度額の範囲内となっているか。
- 〔事業計画〕 老朽設備の単なる更新投資ではなく、操業コスト等の削減による経営安定に資するための事業計画であること。
- 〔償還計画〕 償還計画が妥当であること。期間について規程の範囲内である。
収支実績及び収支予想からみて、償還計画に無理がない。
連帯保証人は貸付額に応じた人数か。
連帯保証人は資力を有しているか、公正証書が適切に作成されているか。
- 〔事業効果〕 沿岸漁業改善に資するものであること。

※貸付審査基準例

- ア 申請者が当該資金を導入することが技術的及び経営的な見地からみて適当か。
- イ 当該資金の導入後の事業運営が適正かつ円滑に行われると予想されるか。
- ウ 申請者が近代的な沿岸漁業の担い手となり得る資質と意欲を十分に備えているか。（青年漁業者養成確保等資金に限る。）
- エ 申請者が沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実質的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業普及指導組織の集団指導の対象として適当な規模、実態を有するか。
- オ 事業量、対象機器等及び事業費等は妥当か。
- カ 申請額は、事業計画からみて適当であるか。
- キ 連帯保証人は妥当であるか、公正証書が提出されているか。
- ク 償還方法及び償還期日は適当か。
- ケ 事業計画は、法令及び通達等に適合しているか。
- コ 担保は適当であるか。

8 審査体制及び貸付決定

貸付けの決定

貸付審査及び沿岸漁業改善資金運営協議会の意見、生活改善資金にあつては農林事務所長の意見を参酌し、予算の範囲内で、貸付申請書を受理した日から起算して概ね1ヶ月以内に貸付けの決定を行うものとする。

貸付決定の手続き

知事は、貸付を行うことが相当であると認めたときは貸付の決定を行う。